

## **[出資団体改革]**

### **I 雇用問題についての考え方**

### **II 財政的な対応についての考え方**

2007年（平成19年）3月

藤 沢 市

## I 雇用問題についての考え方

### 1. 基本的な考え方

団体職員(以下「職員」という。)の雇用問題の解決に向けては、「団体改革による職員の雇用不安を払拭し、生活基盤の安定に向けた支援に、市が出資者責任に基づき団体と一体となって対応する。」ことを原則に、これを具体化するため以下の3項目について考え方を明確化する。

- (1) 市職員への採用と、他団体への転籍を可能とする団体の職員採用のあり方
- (2) 早期退職優遇制度のあり方
- (3) 他団体への転籍や転職に伴う給与格付と退職手当のあり方

なお、この制度の適用期間は、当面、第3次行政改革期間の平成19年度から平成22年度までの4年間とする。

### 2. 対象とする職員

この制度の対象となるのは各団体の常勤職員とする。なお、ここでいう常勤職員とは以下の任用形態の職員を指す。

- (1) 正規職員
- (2) 有期雇用契約の反復継続状態が3年以上の常勤嘱託職員  
(3年目の雇用期間が満了した者、及びそれ以降も雇用契約を継続している者)

### 3. 具体的な取り組み

#### (1) 市職員への採用と、他団体への転籍を可能とする団体の職員採用のあり方

職員の市職員への採用や他団体への転籍にあたっては、公正、公平の観点に立ち、市民への説明責任を果たすことのできる手法により実施することを原則とする。

その上で、既に「藤沢市出資団体改革基本方針」(以下「基本方針」という。)の中で提示した考え方を基本に、その具体化に取り組む。

#### ① 市職員への採用について

##### ア. 「出資団体改革基本方針」で既に示した項目

- ・ 団体の統廃合に伴い、市に業務を引き継ぐ場合は、当該業務を担っていた職員を対象とした選考試験による意欲、能力等の検証を行ったうえでの市職員への採用。
- ・ 事務適性や意欲等の検証を行ったうえでの任期付き職員としての採用。
- ・ 団体での専門的な業務経験等を踏まえた非常勤職員等への採用。

##### イ. 「出資団体改革基本方針」を更に具体化する項目

#### ◎ 社会人採用試験の拡大

本市は、平成18年度から、職員の大量退職時代に対応した人材確保に向けて、年齢枠を拡大した社会人採用試験を実施している。一方で、現在、本市の事務職職員の年齢構成では、38歳～45歳の年齢層に職員数の少ない谷間の世代が存在する。

そこで、出資団体改革に伴う職員の雇用機会の確保も念頭に、こうした世代の事務職職員を補強するため、新たに45歳までを対象とした社会人採用試験を実施する。

## ② 他団体への転籍を可能とする団体の正規職員の採用について

団体職員の公務に準じた業務で培った能力や経験を、他団体の経営改善や組織活性化に活用するため、他団体への転籍を可能とする団体職員の採用の考え方を次のとおりとする。

### 〈 採用の考え方 〉

- ◎ 各団体が、その将来像と退職者の動向を踏まえ、正規職員の採用が必要と判断した場合は、
  - ◆ 第3次行革期間中は、団体職員の雇用確保を念頭に、一般公募は行わず、以下の優先順位により採用を行う。
    - ・雇用問題が発生した団体の正規職員を対象とした採用試験の実施。
    - ・他団体の正規職員を対象とした採用試験の実施。
  - ◆ 採用の是非、採用予定数等については、団体、指導担当課、改革推進課との協議により、また、受験資格・処遇・採用試験の方法等については団体の判断により決定する。
- ◎ 団体間の業務継承による職員の転籍は、業務量と適切な人員数を検証のうえ、採用試験等によらない方法も可能とする。

## (2) 早期退職優遇制度のあり方

### ① 目的

出資団体改革に伴い雇用問題が発生した場合に、優遇措置を講じて職員の生活支援を図ることを目的とする。

### ② 制度の概要

#### ア. 退職手当の支給

退職手当の支給にあたっては、各団体の退職手当の規定に定める「整理退職」の支給率を適用する。

#### イ. 特別加算金の支給

退職手当に加え、勤続年数に応じた特別加算金を支給する。

#### ウ. 特別休暇の付与

職員の再就職活動のために、有給の特別休暇を付与することを可能とする。なお、付与する日数については各団体の判断とする。

#### エ. 再就職支援制度の活用

早期退職優遇制度に応募し転職を希望する職員に対し、民間の再就職支援会社を活用した再就職支援制度を設ける。

具体的な制度内容については、団体の実情等により若干異なるため、制度の詳細は団体と再就職支援会社との契約時に制度設計を行うが、以下を共通項目として制度設計を行う。

### 〈 共通項目 〉

- ・求職活動のノウハウの取得とアドバイス。
- ・求人情報の収集と開拓。

- ・求人情報検索システムの利用。
- ・本人のキャリアアップ研修の支援。
- ・制度を利用して再就職をしたが、半年以内に再就職先を離職した場合は、制度の再利用を可能とする。
- ・制度の利用期間を、利用者の再就職決定時までとする。(常勤嘱託職員は6ヶ月間)

### ③ 例外的な取り扱い

団体の解散事務に携わるため雇用継続となった職員に対しては、団体解散時にその職員が退職する際、早期退職優遇制度を適用することを可能とする。

### (3) 他団体への転籍や、転職に伴う給与格付と退職手当のあり方

雇用問題の発生による退職手当の支給、及び給与格付の取り扱いは次のとおりとする。

#### ① 退職手当等の取り扱い

原則として、雇用問題が発生した時点での所属団体において、退職手当規程に定められた「整理退職」区分での支給率による退職手当を支給し清算する。ただし、団体間の業務継承に伴い職員が転籍した場合の退職手当の取り扱いは、両団体間の協議に委ねることとする。

#### ② 給与格付の取り扱い

市職員への採用、及び他団体へ転籍となった場合の給与の格付については、前歴換算や新たな業務内容を踏まえ、市及び転籍先の団体において定めるものとする。

## 4. 財源の補填

雇用問題に対応する制度の財源については、各団体の独自財源により対応することを原則とする。ただし、団体独自で制度に沿った対応が不可能となった場合は、市から一定の財政措置を講ずる。

## II 財政的な対応についての考え方

### 1. 退職給与引当預金

平成22年度末までに、株式会社を除き80%まで積み立てることを目標とする。

### 2. 退職給与及び減価償却引当預金以外の特定預金(各種積立金)の精査

各種積立金は、「真に公益事業等を実施するために有しているもの」を基本とし、以下のとおりとする。

- (1) 公益事業等に係るものは、事業等の実施年度、内容、積立目標額等を具体的に作成
  - (2) 大規模修繕等に係るものは、長期修繕計画の作成
  - (3) 償還等各種準備積立金は、長期財政計画の作成
- 上記により、真に必要な積立金以外は、退職給与引当預金等へ振り替える。

### 3. 内部留保金

公益法人指導監督基準での、いわゆる内部留保の考え方に関しては、以下を基本とする。

- (1) 公益法人は本来大幅な黒字を有するものではないが、事業を適切にかつ継続的に行うため、ある程度の内部留保を有することは必要である。
- (2) 社会経済情勢の変化等に対応し、当面支障なく事業を実施できる範囲とする。
- (3) 公益法人指導監督基準では、一定のルール計算のもと、事業費等の30%以内を一応の基準としているが、本市の場合出資比率が高く、また、収入に占める市からの委託料及び補助金の割合が高いことを考慮し、内部留保金を次期繰越収支差額と規定し、連結決算での総事業費の10%以内を基準とする。ただし、開発経営公社、株式会社及び社会福祉法人を除く。

### 4. 精算行為(市からの委託料、補助金及び負担金)

#### (1) 指定管理者に係る事業会計

- ① 指定管理者制度の趣旨からして、精算は行わない。
- ② 剰余金が多額となった場合は、各団体の実情等を踏まえ、優先度を検討し、次のとおりとする。
  - ア. 退職給与引当預金等に振り替える。
  - イ. 施設の効用を維持するための支出に充てる。
  - ウ. 市民サービス向上施策に要する費用に充てる。
  - エ. 指定期間更新に向けての各種準備費用に充てる。

オ. 一般会計等へ繰り出す。

カ. 指定管理者制度に関わる利用料金について、市民サービスの向上の観点から、料金設定の再検討をする。

## (2) 指定管理者制度以外に係る事業の経費

(単価契約委託料及び補助率が定まっている補助金を除く)

① 財団及び職員の経営努力等に報いるため、精算については、前記3で記載した10%基準を基本とする。

② 未精算に伴う収支差額は、各団体の実情等を踏まえ、優先度を検討し、次とおりにする。

ア. 退職給与引当預金等に振り替える。

イ. 各種積立金への積み立て。

ウ. 施設の効用を維持するための支出に充てる。

エ. 自主事業等の新規事業展開の費用に充てる。

オ. 借入金の繰上償還をする。

カ. 精算をする。

(3) 原則精算しないことによる効果及び成果については、必ず評価し検証すること。

## 5. その他

(1) 会計間の貸付金、借入金の解消に努める。

(2) 退職給与引当金については、正確に計上する。

(3) 減価償却引当預金の必要性について検討する。

以 上